

第13回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和元年7月26日(金)午後3時30分～午後4時20分

2 開催場所 有家庁舎2階会議室

3 出席委員

(農業委員)

1番 水田 勇	2番 竹下正廣	3番 林田康徳	4番 山下勝也
5番 松川 正	6番 寺田健蔵	8番 永池弘美	9番 岡本敬一
10番 平 光正	11番 小川一英	12番 岩永豊一	13番 山口繁富
14番 長橋世紀	15番 太田香代子	16番 多比良豊徳	17番 山本幸彦
18番 中野裕二			

(会長) 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

20番 北岡新市	21番 内田一郎	22番 本多利任	23番 中村修治
25番 井村秀裕	26番 太田義基	27番 本村龍次	28番 寺田秀則
30番 末吉秀明	31番 伊藤忠雄	32番 田中八郎	33番 相川 徳
35番 松尾和昭	37番 岡田裕弥	38番 神崎好史	39番 中村康弘
40番 原田久也	41番 野原重光	42番 楠田耕三	43番 寺田俊秀
44番 末續公德	45番 宮崎 努	46番 木下勝徳	47番 宮崎陽一
48番 相良栄一郎			

4 欠席委員

(農業委員)

7番 植木健太郎

(農地利用最適化推進委員)

19番 大平幸博	24番 井村正則	29番 田浦康智	34番 山口俊一
36番 荒木登司郎			

5 議事録署名委員 8番 永池弘美 9番 岡本敬一

6 事務局出席者 松尾 強 柴田勝則 本多 守 森 貴之 荒木治重
山口梨沙

[日 程]

議案第65号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第66号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第67号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第68号	農地法第5条の規定による許可申請について

議案第69号 農用地利用集積計画の決定について

事務局(〇〇) それでは、定刻となりましたので、ただいまから第13回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、7番植木委員、19番大平委員、24番井村委員、29番田浦委員、34番山口委員、36番荒木委員、農業委員1名、推進委員5名から欠席の届けがあつております。

出席農業委員数は18名で過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、改めましてこんにちは。

本日は、第13回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

梅雨も明けまして本格的な暑さになってまいりました。ことしの梅雨入りは統計史上一番おくれるの梅雨入りになりましたが、国内では日照不足により野菜などの生育不良が発生しており、今後の天候が少し気になっております。

本日、総会では利用状況調査(農地パトロール)の実施について担当者から説明をいたしますが、厳しい暑さの中の業務となりますので、十分暑さ対策をとって体調管理には注意されて進めたいと思っております。今後のスケジュールも影響しますので、期間内の提出をよろしくお願いいたします。

また、本日、総会后、農業者年金基金事業の受賞祝賀会を南有馬のほうで予定しておりますので、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、事務局長から農業委員19名中、出席委員は現在18名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に8番永池議員、9番岡本委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 1ページをお開きください。

(議案第65号 番号1~3を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められないもの、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、いずれの案件も全て許可基準を満たしているものと思われまふ。以上でございます。

議長 説明が終わりました。農地法第3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますが、1番、2番は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいですか、はい。

3番に対しては北有馬の案件ですが、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 全体で何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 3ページをお開きください。

1、口之津町〇〇、〇〇さん、口之津町〇〇、地目、畑、現況、畑、地積722平米ほか1筆の一部、計978平米の転用申請でございます。転用の目的は農家住宅用地で、農家住宅及び農業用倉庫を建設したい。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地であると思われま。

転用目的の農家住宅ですが、住宅は木造平屋建てで建築面積は216平米、倉庫も木造平屋建てで建築面積は63平米、造成は1mから2mの盛り土で土どめ工事を行う。雨水は水路、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理され、水路を経由して河川に放流となります。資金については、借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

7月24日午後2時より、〇〇委員、私、推進委員の〇〇さん、事務局3名と現地を見てまいりました。

場所は、251号線から381号線を上りまして、島原から避難されて鍛冶をされている〇〇さんという〇〇さんがあるんですが、そこを右側に山手のほうに500mぐらい入ったところですよ。農家住宅ということで見てまいりました。それと、周囲に田んぼ、畑等がありますものから、その人たちにはちゃんと連絡をして承諾を得ておいてくださいということ伝えてまいりました。圃場自体は盛り土ですということでしたが、排水等もちゃんとしてありまして、問題ないと判定してまいりました。それで、これは3月でしたか、除外申請をされた上の申請でしたので、何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

何の問題もありません。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第67号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について** そして、

議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について の番号1は、同じ案件でありますので、一括して審議してよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 それでは、一括して審議することといたします。

先に、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 4ページをお開きください。

議案第67号の1番と、議案第68号の1番について、まとめて説明させていただきます。

当初の転用計画につきましては、〇〇さんが居宅と株式会社〇〇へ貸し付けるための駐車場用地とする計画で、平成27年3月19日付で許可を受けておられましたが、対象地の地盤が軟弱であることが判明し、補強工事を行うと工事費が高額になるため、工事を中断されておられました。今回、株式会社〇〇が経営の安定を図るため、太陽光発電施設用地として利用したいということで計画変更申請をされておられます。

その計画変更申請に伴う許可申請書が5ページの議案第68号の1番となります。

5ページをお開きください。

1、加津佐町、〇〇さんから、加津佐町、株式会社〇〇へ、加津佐町〇〇、地目、田、現況、畑、地積652平米。転用の目的、太陽光発電施設用地、申請地を借りて太陽光発電施設を設置したい。権利の内容、賃貸借権。時期、許可日から。期間、20年間。農振外でございます。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、〇〇の周囲おおむね500m以内の区域であり、第2種農地であると思われま

す。転用目的の太陽光発電施設ですが、パネル数は216枚、高さ1.5m、設置面積は360平米、周囲には防護柵を設けられます。造成はされないで、現状のまま利用されます。地表面には防草シート、雨水は水路放流。資金については、借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

これも〇〇委員、私、そして推進委員の〇〇さんの3名と事務局3名で見てまいりました。

場所は251号線の〇〇の先の信号を右へ〇〇のほうに上るほうに入って、〇〇がありまして、そこを左に500mぐらい入りますかね、場所はそこです。さっきの見たとおり、排水路は両サイドにありまして、表側にも、今見えていますように大きい排水路があります。それで、今の状態で使うということで、一番奥のほうは壁にくっついておりましたので、そっちのほうには雨水が行かないようにしてくださいという注意はしてまいりました。右側には田んぼがありますが、偶然、つくられている方が〇〇さんがつくっているということで、地主さんのほうにも話を通しておいてくださいということで帰ってまいりました。何ら問題ないと見てまいりました。よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見はありますか。

〇〇番〇〇委員 地主さんにも話をつないだところ、別に構わないということでしたので、許可相当として見てまいりました。

議長 ありがとうございます。

第67号に関してですけれども、変更申請についてですが、何かご意見はありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、まず、議案第67号の計画変更は適当と認めてよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって計画変更は適当として県に進達いたします。
次に、議案第68号の1の許可申請は許可相当として認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(森〇〇) 6ページをお開きください。

2、深江町、〇〇さんから、深江町、〇〇さんへ、深江町〇〇、地目、畑、地積522平米。転用の目的、住宅用地、申請地を借りて住宅を建築したい。権利の内容、使用貸借権。時期、許可あり次第。期間、30年間。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地であると思われませんが、例外規定「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」が適用されるものと思われます。

転用目的の住宅ですが、住宅は木造平屋建てで建築面積は117.59平米、倉庫も木造平屋建てで建築面積は23平米、造成は0.5mから1.3mの盛り土をし、擁壁等を設ける。雨水は、溜枡から道路側溝、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理され、道路側溝に放流となります。資金については、借入金で賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

24日の9時46分、〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、3名と事務局3名、6名で調査をしてまいりました。まず、雨水に対しましては、見えています側溝に流すということで、それと下のハウスも同じ持ち主だそうです。向こうが東側になりますけれども、東側の畑の地主さんが亡くなられたということだそうです。ただ、子供さんがほかにおられるということで、その子供さんの承諾もいただいておりますということで、見てまいりました。何ら問題ないというふうに思います。皆さん方のご審議をお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告です。同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

特に問題はないと思われます。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。
(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) すみません、こちら3番につきましてはお手元の方に差しかえの書類のほうをお配りしていますので、差しかえの方をご覧ください。

3、深江町、〇〇さんから、深江町、有限会社〇〇へ、深江町〇〇、地目、畑、地積1,350平米ほか1筆、計1,675平米。転用の目的、資材置き場用地、申請地を譲り受け、露天資材置き場用地として利用したい。権利の内容、売買。時期、許可あり次第。期間、永久。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地であると思われませんが、既存施設の面積が4976.93平米であり、例外規定「拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものに限る」が適用されるものと思われま

す。転用目的の資材置き場ですが、〇〇資材約50トンを置かれます。造成は、最高1.4mの切り土をし、防護柵を設ける。地表面は碎石舗装で、雨水については自然流下で、その後、道路側溝へ流れます。資金は、自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

7月24日の午前9時ごろから〇〇委員、〇〇推進委員、それと〇〇、〇〇、事務局3名の計8名で現地を見てまいりました。

場所は説明しにくいんですけども、〇〇から山手のほうに1.5キロぐらい上ったところに〇〇の災害の跡で〇〇というのがあります。そこから北方向へ100mぐらい行ったところにあります。周囲は畑で、隣接して見えているのが葉たばこ乾燥施設、それと畜産の肥育牛舎が建っております。これは日照とか通風に関しても影響は少なく、また、雨水に関しても自然流下で余剰水は道路側溝へ流すということで、別に問題ないと見てまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見はありますか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

特に異状、問題はないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 この案件については、第1種農地の1,000平米以上の転用許可申請であり、長崎県下の各市町農業委員会の申し合わせにより、長崎県農業会議に諮問することになっております。

よって、異議なしと認め、許可相当として県農業会議に諮問することとし、その後、県農業会議の意見を付して県へ進達をいたします。

次に、番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 8ページをお開きください。

4、布津町、〇〇さんから、布津町、〇〇さんへ、布津町〇〇、地目、畑、地積330平米ほか1筆、計496平米。転用の目的、一般住宅用地、申請地に住宅を建築したい。権利の内容、贈与。時期、許可後。期間、永久。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地であると思われま

転用目的の住宅ですが、木造平屋建てで建築面積は123.21平米、造成は行わず、現状のまま利用されます。雨水は自然流下で道路側溝、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理され、道路側溝に放流となります。資金については、借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

これも7月24日午前10時ごろから〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で現地を見てまいりました。

場所は布津の〇〇というところで、〇〇の手前100mぐらいのところに〇〇という〇〇があります。その国道を隔てた反対側の山手のほうです。日照に関しては、東側は宅地、南側は申請者自身の農地、それと西側は見えているように5mぐらい高く、境界から3m手前に離して建てる。それと北側は市道ということで、日照に関しては問題ないと見てまいりました。また、汚水も合併浄化槽を通して道路側溝に流すということで、また、雨水も国道の側溝に流すということで、問題は少ないと見てまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告でしたが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。

何ら問題ないと思います。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 9ページをお開きください。

5、有家町〇〇、〇〇さんから、有家町〇〇、〇〇さんへ、有家町〇〇、地目、畑、地積3,995平米のうち1,551平米。転用の目的、太陽光発電施設用地、申請地を借りて太陽光発電施設を設置したい。権利の内容、使用貸借権。時期、許可あり次第。期間、20年間。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地であると思われます。

転用目的の太陽光発電施設ですが、パネル数は324枚、高さ1.78m、設置面積は529.78平米、造成はされないで、現状のまま利用されます。また、地表面についてもそのまま利用されます。雨水については、自然浸透が基本ですが、申請地である3478番の残地のほうに流れます。資金については、借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

24日10時33分、〇〇委員さん、それから〇〇の〇〇推進委員さんと事務局3名、6名で調査をしてまいりました。

場所は、有家町の〇〇道路を行きますと〇〇というのがありましたけれども、資材置き場と、それと事務所の間に狭い道路がありますが、それを約300mぐらい上ったところにあります。

見られたように、北側は山、西側も山ということで、それで水は自然流下ということで、こちらに道路がありますが、この道路には側溝がありませんで、道路に吸い切れなかった分は流れるということで、別に問題はないのかなというふうに見てまいりました。皆さん方のご審議、お願いをいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、〇〇委員さん説明のとおり、付近の農地に与える影響はないと思われまふ。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 10ページをお開きください。

6、北有馬町、〇〇さんから、北有馬町、〇〇さんへ、北有馬町〇〇、地目、畑、地積357平米。転用の目的、住宅用地。現在、他市から帰省し、町内に借家住まいであり、このたび住宅を新築したい。権利の内容、贈与。時期、許可あり次第。期間、永年。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地であると思われまふ。

転用目的の住宅ですが、住宅は木造平屋建てで建築面積は100.32平米、倉庫も木造平屋建てで建築面積は32.83平米、造成はされないで、現状のまま利用されます。雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理され、道路側溝に放流となります。資金については、借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

7月24日3時30分より、〇〇委員、それに〇〇推進委員、事務局3名で現地を見てまいりました。

場所は、北有馬雲仙線を行きますと、北有馬の〇〇があるわけですがけれども、そこから1キロ弱ぐらい上ったところです。周りも全部お父さんの土地ということで、何ら問題ないんじゃないかなと見てまいりました。汚水とか浄化槽のあれは下に市道の側溝がありまして、そこまでパイプで引いて流すということでした。以上です。よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

排水は全部側溝までということで、転用に問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 雨水は自然流下とされておりますけれども、それに関しての心配はありませんか。太田委員、いかがですか。

〇〇番〇〇委員 排水は側溝でしたけれども、それは自然流下とありますけれども、またずっと近くに

畑もないということで問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号7について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 11ページをお開きください。

7、北有馬町、〇〇さんから、西有家町、〇〇、所在、北有馬町〇〇、地目、畑、地積824平米。転用の目的、住宅型有料老人ホーム用地、申請地を借りて住宅型有料老人ホームを建築したい。権利の内容、賃貸借権。時期、許可日から。期間、30年間。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地であると思われます。

転用目的の住宅型有料老人ホームですが、木造平屋建てで、建築面積は423.84平米、造成は、0.1mから2.3mの切り土をし、擁壁を設ける。雨水は雨水枡から道路側溝、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理され、道路側溝に放流となります。資金については、自己資金及び借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

これも24日3時20分ごろより、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で行ってまいりました。

場所は、北有馬小浜線で、〇〇というところが北有馬にあるわけですがけれども、そこから上って〇〇の事務所があって、それから1キロぐらい山手のほうに上ったところです。奥の山のほうを切り取って下に職員の駐車場をつくるということでした。そして、奥の角のほうから下に市道が通っておりますので、そこに水を流すということで、何ら問題はないと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

これらの案件の排水は、全部、耕作農地が近くには東の方にありますけれども、悪い影響をあたえるというようなところはないというふうに見てまいりましたけれども。以上、審議をお願いします。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

事務局、再度、排水の順路の説明をお願いします。

事務局(〇〇) 事務局からですがけれども、排水の計画についてご説明します。

この写真で見たときの奥の右側のほうに合併浄化槽と、それと雨水枡。雨水枡につきましては、その建物等々の水が全てその雨水枡のところに集まる計画になりますので、今、矢印が回っているところ、そのあたりのところに合併浄化槽、雨水枡ができます。その後、道路側溝が約20mぐらい離れておりますので、そこまでパイプのほうで両方とも、2本使って道路側溝のほうに

つなげるという計画でございます。以上でございます。

議長 道路側溝までパイプをつないで延長して流すということですね。

事務局(〇〇) はい。

議長 それでよろしいでしょうか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 いいです。

議長 よろしいですか。ほかにご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第69号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 12ページをお開きください。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が19件で3万8,445平米、使用貸借権が4件で6,102平米、所有権移転が5件で6,316平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読します。なお、再設定については朗読を割愛させていただきます。

(議案第69号 賃貸借権 番号1～8新規設定、使用貸借権 20～23新規設定、所有権番号24～28を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、質問を伺うところではありますが、15ページの番号25、27については、出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 それでは、次に、番号25について審議します。本委員会の申し合わせにより、推進委員についても除斥することになっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番 〇〇委員退席 ———

議長 番号25について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番 〇〇委員着席 ———

議長 次に、番号27について審議しますので、本委員会の申し合わせにより、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番 〇〇委員退席 ———

議長 番号27について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番 〇〇委員着席 ———

議長 ご意見がありませんので、議案第69号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

以上をもちまして、議案審議を終了いたします。